

安全就業だより第275号

安全就業対策委員会

令和6年3月10日発行

令和5年度当センターで

刈払機を使用した事故が多発しました！

事故概要

発生／日時	場所	事故状況
5月1日	アパート敷地内	駐車場の近くを除草作業中に石を撥ね、駐車中の車の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
5月2日	アパート敷地内	駐車場の近くを除草作業中に石を撥ね、駐車中の車の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
5月18日	公園	駐車場の近くを除草作業中に石を撥ね、駐車中の車の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
6月19日	駐車場	駐車場を除草作業中に石を撥ね、隣接する建屋の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
7月24日	お客様所有地	駐車場の近くを除草作業中に石を撥ね、駐車中の車の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
9月25日	市有地	除草作業中に石を撥ね、向いのお宅の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していた。
10月6日	公園	駐車場の近くを除草作業中に石を撥ね、向いのお宅の車の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していた。
10月18日	空地	駐車場を除草作業中に石を撥ね、隣接お宅の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。
10月30日	お客様宅	除草作業中、石を撥ねお客様宅の窓ガラスを破損させた。防護ネットは使用していた。
10月31日	公園	駐車場を除草作業中に石を撥ね、隣接するお宅の窓ガラスを破損した。防護ネットは使用していなかった。

今年度発生した石撥ね事故の大半は防護ネットを使用していない状況で起きました。防護ネットを使用していれば十分防げた事故です。

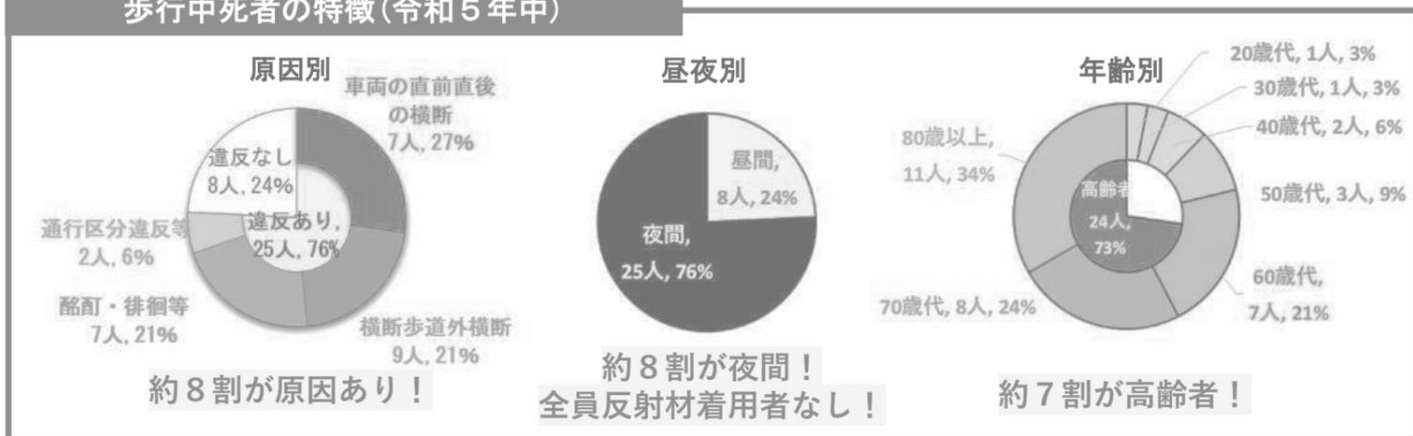
窓ガラス等の破損の危険度が高いものが遠くても、刈払機を使用する際には防護ネットも必ずセットで使用するようにしましょう。

その横断危険です！

茨城県内における令和5年中の交通事故による死者数は93人で、そのうち33人は歩行中でした。歩行中死者の約8割は、車両の通過直前や直後に道路を渡ろうとしたなど、歩行者側にも交通事故の原因があります。

自分の命を守るため、歩行者も交通ルールを守りましょう！！

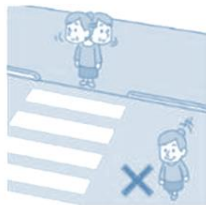
歩行中死者の特徴(令和5年中)



歩行者の横断方法(道路交通法第12条、13条)

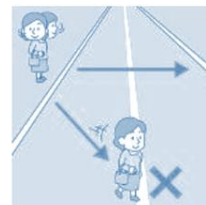
① 横断歩道の利用

歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければなりません。



② 斜め横断の禁止

歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができる場合を除き、斜めに道路を横断してはいけません。



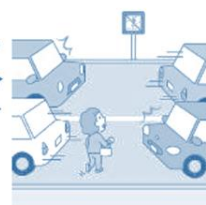
③ 直前直後横断の禁止

歩行者等は、車両等の直前または直後で道路を横断してはいけません。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、または信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りではありません。



④ 横断禁止場所

歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはいけません。



歩行者の皆さんへ

- 道路を横断するときは、急いでいても、左右の安全を十分に確認してから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、視認性の高い服装や反射材を身につけて、車の運転者に自分の存在を知らせる工夫をしましょう。
- 高齢者の方は、加齢により、歩行速度や車との距離を判断する能力が低下している場合があります。車が遠くに見えても、無理に横断せず、車が途切れるか、停止するのを待って横断しましょう。